

4. トラブルとその対応事例

4－1. 発生が想定される軽微なトラブル事例

事象分類別（C. 機器動作不良）

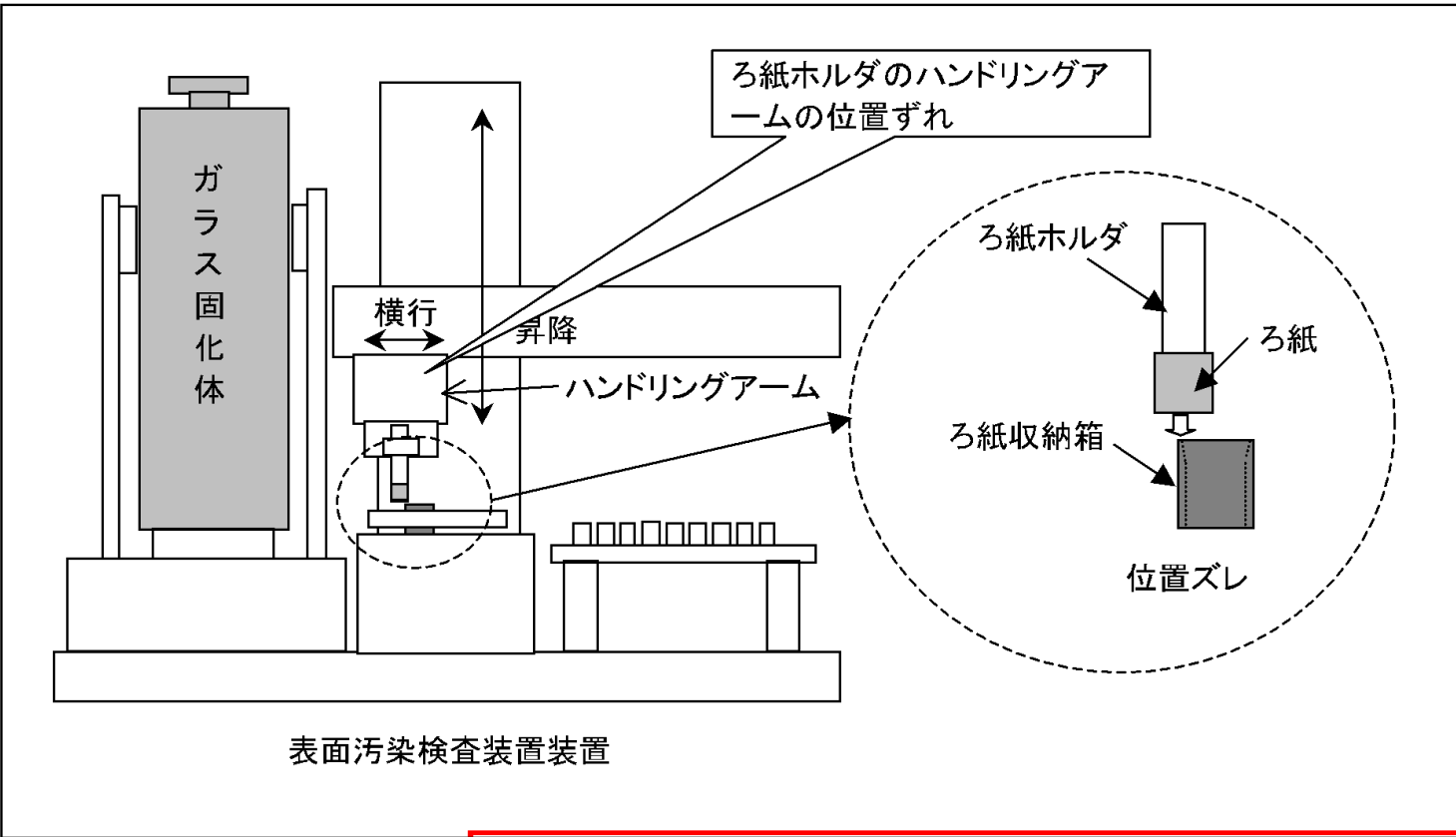
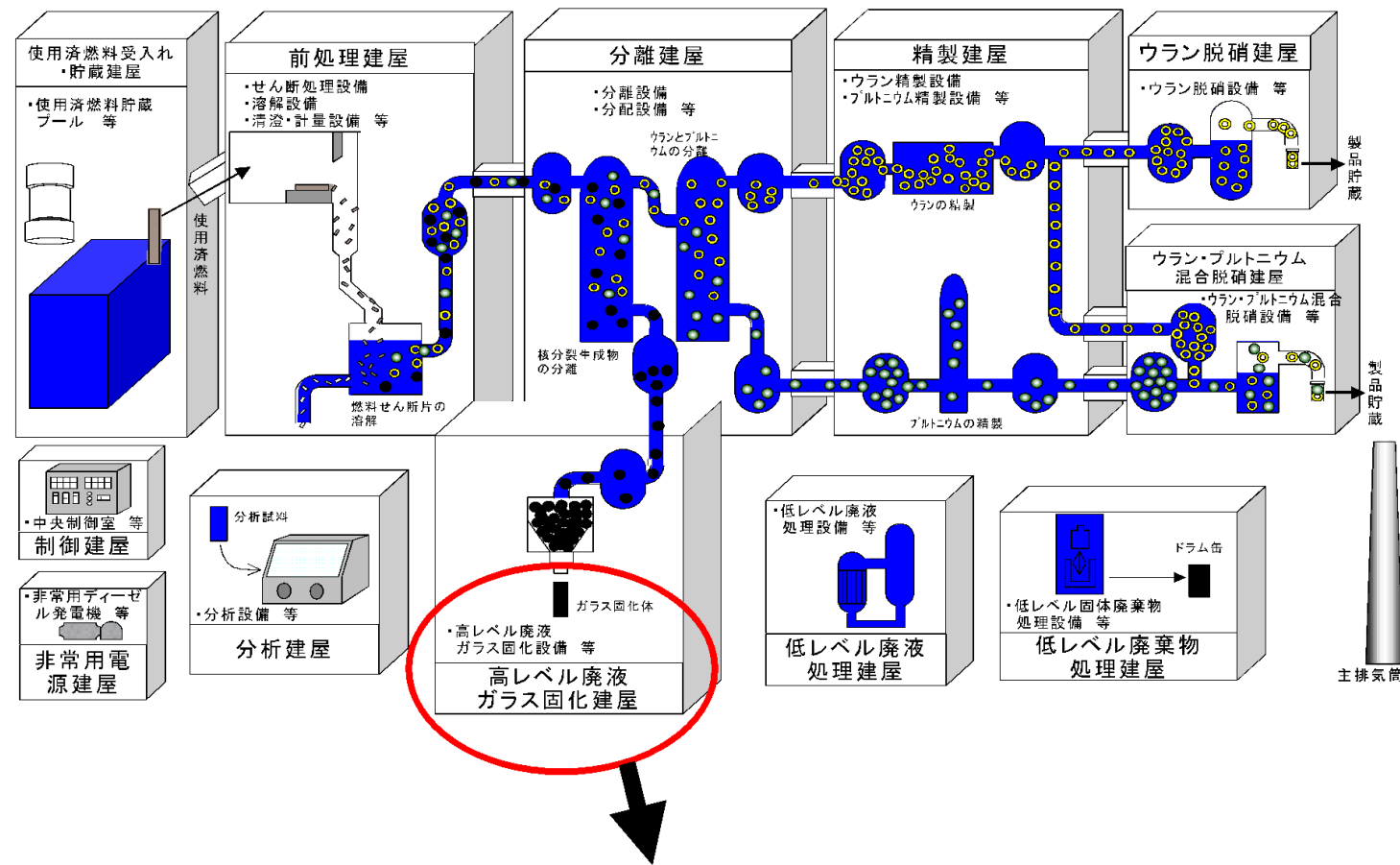
3-58. 表面汚染検査装置の動作不良

事象の概要																	
(1)発生場所：機器	高レベル廃液ガラス固化建屋：表面汚染検査装置																
(2)設備の概要	ガラス固化体を回転させて、ガラス固化体の表面を汚染検査ろ紙で拭き取る装置。																
(3)発生の状況	表面汚染検査装置の運転中																
(4)概要	ろ紙収納箱にろ紙ホルダを装着する際に、ろ紙収納箱と、ろ紙ホルダが干渉することにより、表面汚染検査装置が停止。																
(5)原因	運転を継続する中で偶発的に生じるろ紙ホルダのハンドリングアームの位置ずれ。																
事象による影響																	
(1)工場外への影響	工場外への影響は生じない。 放射性物質を除去するフィルタ等を有するセル換気設備が稼働している検査室内での事象およびそれに伴う復旧作業であり、放射性物質の放出等の工場外への影響は生じない。 なお、本事象は放射性物質の漏えいを伴うものではない。																
(2)安全性への影響	安全性への影響は生じない。 ろ紙収納箱とろ紙ホルダの干渉により汚染検査作業が一時的に停止するが、これ以上事象の進展はなく、安全性への影響は生じない。																
(3)作業員への影響	作業員への影響は生じない。 ハンドリングアームの位置調整等の復旧作業は、セル外からの遠隔操作であり、作業員への影響は生じない。																
(4)他工程への影響	他工程への影響は生じない。 汚染検査作業は一時的に中断するが、ハンドリングアームの位置調整等により速やかに復旧出来ることから、他工程への影響は生じない。復旧に時間を要する場合は、一連の表面汚染検査を中断し運転の継続可否を判断する。																
対応の概要	1.干渉する原因を確認する。 2.定められた保修作業手順に従って、機器の調整や部品を予備品を交換する。 3.交換後は、異常のないことを確認し、定められた操作手順に従って運転を再開する。																
公表区分	毎月集約して月 1 回公表（ホームページへ掲載）																
連絡区分*	<table><tr><th colspan="3">トラブル情報</th><th colspan="3">運転情報</th></tr><tr><td>A 情報</td><td>B 情報</td><td>C 情報</td><td>ごく軽度な機器故障</td><td>清掃・調整等で復旧可能な機器停止等</td><td>不適合等</td></tr></table>					トラブル情報			運転情報			A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等
トラブル情報			運転情報														
A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等												

*：『A情報』：安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、『B情報』：事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になるおそれのある事象等、『C情報』：A、B情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象

269

事象概要



復旧方法

故障した部品の交換により復旧

トラブル等に伴う設備への影響範囲

当該機器を停止して復旧

当該設備

前工程 機器 次工程 機器

運転継続 運転停止 運転継続